

200626025A

厚生労働省科学研究費補助金

障害保健福祉総合研究事業

# 発達障害者支援における 地域啓発プログラムの開発研究

課題番号 H17-障害- 一般-012

平成18年度 研究報告書

平成19年(2007年)3月

主任研究者 堀江 まゆみ

厚生労働省科学研究費補助金

障害保健福祉総合研究事業

# 発達障害者支援における 地域啓発プログラムの開発研究

課題番号 H17—障害—一般—012

平成18年度 研究報告書

平成19年（2007年）3月

主任研究者 堀江 まゆみ

## 目 次

I. 統括研究報告	
発達障害者支援のための地域啓発プログラムの開発 堀江まゆみ	……5
II. 分担研究報告	
1. 発達障害者の法的支援をめぐって — 発達障害者の判例と解釈分析 関哉直人、大石剛一郎、野沢和弘、堀江まゆみ	……9
2. 自閉症・知的障害・発達障害児者の医療機関受診支援に関する 検討	……59
— 本人および親など医療を受診する側における 発達障害者の受診経験の実態調査および医療受診支援の 課題について 大屋滋、村松陽子、堀江まゆみ、伊藤政之、坂井聡	
3. 発達障害者の消費者被害と消費生活支援 — 「判断不十分者」への支援からみた課題 堀江まゆみ	……73

## I . 統括研究報告

発達障害者支援のための地域啓発プログラムの開発

主任研究者

堀江まゆみ



厚生労働省科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

統括研究報告

発達障害者支援のための地域啓発プログラムの開発

主任研究者

堀江まゆみ

白梅学園短期大学心理学科教授

研究要旨：

発達障害者の地域支援や安全な暮らしの保障に向けた地域啓発プログラムの開発の研究と実施に向けたシステムの構築を検討した。特に医療関係者、法曹関係者の理解啓発およびトラブル対応の研究を進めた。

法曹関係啓発班（「発達障害者の判例百選検討」）、医療関係啓発班（「発達障害者の医療受診支援の検討」）、各トラブル関係啓発班（「消費者被害検討」）において、実態調査から得られた課題と事例をもとに理解啓発のための冊子および研修・ワークショッププログラムを作成した。

分担研究者（関哉直人、大石剛一郎、野沢和弘、堀江まゆみ）は「発達障害者の判例百選の検討」について、知的障害および発達障害に関する判例を各判例データベースや協力弁護士から収集し20判例について分析を行った。判例は、養護学校体罰訴訟、施設における虐待や安全配慮義務、逸失利益、契約における意思能力、刑事事件における被害者供述の信用性、などに及んだ。

分担研究者（大屋滋、村松陽子、堀江まゆみ、伊藤政之、坂井聡）は「発達障害者の医療受診支援の検討」について、「自閉症児者の医療機関受診の実態—本人および親などの受診者側の調査」を自閉症スペクトラム児者の家族および本人1541名（回答数374、回収率24%）に行い、医療機関受診における対応の19項目の分析を行った。情報知識の不足（40事例）のほかに診療態度（137事例）、環境配慮（待ち時間等）、診察方法の工夫（コミュニケーション方法等）に改善の余地が認められた。これをもとに医療受診場面における発達障害に特有の工夫を、各科（小児科内科、耳鼻科、眼科、検査、歯科、緊急、入院）の特徴にあわせて検討を行った。具体的な受診方法や絵カードなどの教材を含め「発達障害のある人の診療ハンドブック」の作成を進めた。

分担研究者（堀江まゆみ）は社会的トラブルのうち、消費者被害の実態と支援の課題について調査により明らかにした。知的障害のある人の消費者被害は、国民生活センター（2003）が相談データベースのPIONEERから特徴を報告しているが、本調査ではこれをもとに生活支援ワーカーを対象に調査しさらに詳しく被害背景に踏み込んで課題を明らかにした。消費者被害対応に関しては「被害を早期に気づくためのSOSサイン」を含め予防救済のパンフを作成した。性被害加害、消費者被害、社会的トラブルに関し、本人へのエンパワメントワークショップを作成し各地で実施した。良好な質的評価を得、実際の被害救済にも関係した。

## Ⅱ．分担研究報告

### 発達障害者の法的支援をめぐって －発達障害者の判例と解釈分析

#### 分担研究者

関哉直人

大石剛一郎

野沢和弘

堀江まゆみ



厚生労働省科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）  
分担研究報告

発達障害者の法的支援をめぐって  
－発達障害者の判例と解釈分析  
分担研究者

関哉直人、大石剛一郎、野沢和弘、堀江まゆみ  
(弁護士) (毎日新聞社)

## 1. はじめに

知的障害および発達障害に関わる事件がマスコミを通じて報道され、弁護士等の法曹関係者だけでなく、福祉支援者あるいは一般市民においてもその扱いには注目が寄せられている。しかし、事件が裁判においてどのように扱われるのか、あるいは裁判官による知的障害・発達障害事件の判決はいかなる視点から下されるのか、についての先行研究はほとんどない。

本研究では、知的障害・発達障害に関する判例を各判例データベースや協力弁護士から収集し18判例について分析を行った。判例は、養護学校体罰訴訟、施設における虐待や安全配慮義務、逸失利益、契約における意思能力、刑事事件における被害者供述の信用性、などに及んだ。それぞれの判例について解説を加え判例集を作成した。これをもとに、各地の弁護士が掌握している判例についてもさらに収集を行う。本研究では、知的障害者・発達障害者の事件を通して、彼らの地域支援には法的支援に加え生活支援が密接に関連し、これを含めて法曹関係者の理解を得ることをも目的としている。その有効な資料を提供したと考えている。

## 2. 方法

知的障害・発達障害に関わる判例のみを集めたデータベースはまだない。そこで、関連する判例の収集には通常法曹関係者が利用する一般的な判例データベースを用いて、知的障害・発達障害に関する判例を検索した。加えて全国各地の協力弁護士からも任意に収集して、以下の20判例を分析対象とした(表1)。

民事に関わるもの16判例、刑事に関わるもの3判例、少年事件に関わるもの1判例であった。判例は、養護学校体罰訴訟、施設における虐待や安全配慮義務、逸失利益、契約における意思能力、刑事事件における被害者供述の信用性、などに及んだ

## 3. 分析方法

各判例について、「事実の概要」「判旨」「解釈—法律家の立場から」のまとめと分析を行った。

表 1 知的障害・発達障害に関わる判例—今回の分析対象

<b>民事</b>	
1	供述の信用性①—名古屋市立南養護学校体罰訴訟 (2 供述の信用性②—水戸事件)
3	施設における経済的虐待—札幌育成園事件
4	施設虐待と行政責任—札幌育成園事件
5	施設の搜索義務—千葉地判 H 1 1 . 3 . 2 9
6	施設の安全配慮義務①—大島事件
7	施設の安全配慮義務②—七生福祉園事件
8	教育現場における配慮—給食事件
9	使用者の安全配慮義務①—小西縫製工場事件
1 0	使用者の安全配慮義務②—A サプライ事件 (1 1 知的障がい者雇用と行政責任—サングループ事件)
1 2	法定雇用率—東京地判 H 1 5 . 5 . 1 6
1 3	福祉施策の欠缺と転換—てんかん保護帽訴訟
1 4	逸失利益—東京高判 H 6 . 1 1 . 2 9
1 5	家族の逸失利益—大阪地判 H 1 0 . 7 . 2 4
1 6	契約における意思能力—福岡高判 H 1 6 . 7 . 2 1
1 7	訴訟委任能力—福島地判 S 3 8 . 1 1 . 1 7
1 8	成年後見（本人の同意能力）—札幌高判 H 1 3 . 5 . 3 0
<b>刑事</b>	
1 9	刑事事件における被害者供述の信用性① —名古屋高判 H 1 6 . 1 . 2 7
2 0	刑事事件における被害者供述の信用性②—熊谷事件
2 1	無理心中事案における情状—名古屋高判 S 1 0 . 1 0 . 1
<b>少年</b>	
2 2	少年の処遇—釧路家北見支判 H 1 5 . 7 . 1 4



名古屋高裁平成7年11月27日判決  
(平成5年(ネ)第485号損害賠償請求事件)  
(判自147号46頁)

### 〈事実の概要〉

X(原告・被控訴人)は、中度の知的障がいや視覚障害などを負い、昭和63年9月当時Y市(被告・控訴人)の設置する養護学校高等部2年に在籍していたところ、同月22日、学校内で右眼結膜下出血の傷害を負った。

X側は、当時職業・家庭科の授業を担当していたAが、授業中集中力を欠いていたXに立腹し、Xを男子更衣室に連れ込み、後ろからズボンを下ろしたり右眼を手指で強く押さえる等の体罰を加え、その結果上記傷害を負わせたと主張した。これに対し学校側は、Aが個別指導のためXを更衣室に連れて行ったところ、Xの右眼に充血等を発見したため個別指導を中止してXを別の教員に引き渡した、受傷の原因は不明であるが生徒らは当日レスリングをやっていた旨主張した。

X側と学校側は話し合いを続けたものの双方の主張は平行線を辿ったため、XはYに対し、治療費や慰謝料を求める訴えを提起したものである。訴訟では、XがAから体罰を受けたことを証明する直接証拠がXの供述を録音したテープ(代理人弁護士事務所で録音した供述①及び学校で録音した供述②)のみであったことから、その信用性が最大の争点として争われた。第1審(名古屋地判平成5・6・21判時1487号83頁)は、Xの主治医や精神科医の意見を検討した上で、Xは自己の体験に基づく具体的事実は長期間記憶することが可能である、録音テープ内の具体的事実に関する供述は強調や抑揚が認められるなどとして、録音テープの信用性を肯定し、Yに対し慰謝料30万円等の支払いを命じた。Yが控訴し、控訴審ではAが補助参加した。

### 〈判旨〉

原判決取消し、棄却。

「供述①は、対立当事者のいない場所における聞き取り調査であるにもかかわらず、その供述は、断片的である上、Xが自ら述べると言うよりは、X母に促されて、その意に沿うかのように(さらには、…おうむがえしに)述べているものであって、これだけでは、本件体罰の事実を認めるのに十分であるとはいえない」「供述②は、本件体罰後7か月経過後の供述であるが、供述①と比較すると、時期の遅い供述②の方が、X母の援助を受けられる場面が増えており、また、学校側の質問に対する回答よりもN弁護士に対する回答の方が明確であることが際だってお



り、学習をした結果ではないかとの疑問が残る上、供述②においても、X母の援助を得て、本件体罰に関する供述をはじめることができたことと、Xが答えに詰まると側に居るX母の援助を求める傾向は顕著であることからすると、供述②もX母の影響下でなされたものであることは明らかであり、それでは、その供述のどこまでがその当時のXの記憶に基づくものか判然としない」「供述②は、いわば骨格だけの供述であり、本件体罰前後のAの行動、XとAとのやりとり等細部にわたる情景描写がなされているとは言い難いものがあり、したがって、それだけでは、Aの本件体罰に至る背景や動機を解明する手掛かりとしては十分ではない」「仮に、Xのような知的障害者は、殊更に虚偽の事実を述べようとか、体験していない事実を体験したものとして述べようとする能力にも欠けるものとしても、本件の場合においては、X供述にさきに指摘したような数々の疑問点があって、外部からの影響による記憶の混淆や変容の可能性のあることは前記認定のとおりであることから…X供述に信用性があるとすることはできない」

#### 〈解説－法律家の立場から〉

本件は、一審でXの請求が認容され、控訴審で棄却された事例であるが、おそらく知的障がいのある人の供述の信用性について判断した初めての裁判であるため、多くの示唆を含んでいる。

1 裁判においては、本人の供述が非常に重要になる。本人の供述を証拠として出す場合、法廷で本人に話してもらうほか、本件のように録音テープを提出するという方法もある。本人に知的障がいがある場合、この選択が非常に悩ましい。直接法廷で話すことでリアリティが表現できる半面、法廷で適切な質問を投げかけなければ適切な回答が得られない可能性があり、容赦のない反対尋問では混乱に陥る可能性さえある。また、被害が甚大である場合二次被害を生むリスクもある。他方で、録音テープでは供述態度などの臨場感が伝わらないという側面がある。本件のX代理人も「初めてXと話した際のXの興奮ぶり等から、真実を語っていると感じた」と述べている。その意味では、本件後の多くの訴訟ではビデオテープによる供述内容の録画が活用されている。とはいえ、やはり本人が法廷で話すことが出来れば印象は違うし、反対尋問を経て信用性を高めるという意味もある。この点で、後述する水戸アカス事件では、本人尋問の前に訴訟関係者に尋問における注意事項を書面で提示し、本人尋問のリスク回避を図っていることが注目される。

また、テープ録音やビデオ撮影を行う際は、関係者による誘導が入り込まないように留意する必要がある。控訴審判決がXの供述を「学習の結果」「X母の影響下でなされたことは明らか」と判示していることは行き過ぎであるが、障がいについて理解のない裁判所は往々にしてこのような判断に至る。裁判所に障がいの理解を深めていくとともに、録音・

録画においては、事柄の性質上本人からの積極的かつ自発的な供述が期待できないこともあろうが、できるだけ本人の自発的発言を引き出す質問を心がけるべきである。なお、本件に限らず、本人からの度重なる聞き取りを「学習」「練習」として信用性減殺に用いる手法は非常に問題である。本人に知的障がいがある場合、事実を確認するために角度を変えて何度も質問することが必要であり、尋問の前には本人が適切に質問に答え、パニックに陥らないよう何度も確認することは当然である。これを信用性のマイナス要素として捉える姿勢は知的障がいに関する無理解に他ならない。

2 控訴審判決は、Xの供述が細部にわたる情景描写がなされているものとは言い難く、体罰に至る背景や動機を解明する手掛かりとして十分ではない、と述べている。しかし、Xの供述は極めて具体的であり、詳細な説明や修飾する言葉がないにすぎない。この点一審では、動機等につき判然としない部分はあるものの体罰は認められるとしている。知的障がいのある人の供述に細部にわたる情景描写や動機・背景事情を窺わせる供述を要求することは、その特性から困難な事例が多いところ、その後これらの点を要求せずに事実を認めている事例もあり、裁判の枠組みからすればそこまで要求する必然性はないはずである。裁判所の確立した理解が望まれるところである。

3 本件は、XとXの両親、弁護士2人だけから出発したものの、口コミ等で支援の輪が広がり、その後は支援者の協力で精神科医の意見を得ることができ、控訴審では当時本件学校の担任をしていた教諭が協力を申し出るに至るなど、支援の重要性を物語る事件である。密室で行われることが多い本件のような虐待事件において、福祉や教育現場の実情を知る支援者の協力は何ものにも代え難い力である。

#### 〈参考文献〉

中谷雄二「密室での体罰－裁判に立つ知的障害児」障害人権弁護団著・障害児をたたくな（明石書店、1998）41頁



### 3 施設・法人が利用者本人の年金や作業収益を当然のよう

#### に「横領」した－札幌育成園事件

札幌高裁平成 17 年 10 月 25 日判決  
(平成 16 年(ネ)第 206 号・原審：札幌地裁平成 14 年(ワ)第 851 号)

#### 〈事実の概要〉

1960年に東京・浅草で生まれたAは、「軽度」の知的障害があるとされ、19歳のときに入所施設（七生福祉園）に入所し、30歳のときにアパートでの一人暮らしを始めたが、毎日の仕事の他に食事、掃除、洗濯などの家事をこなしていく生活の繰り返しを、常時身近なところに支援がない状態で続けていくことは難しく、うまく行かなくなり、35歳のときに、東京都の措置（日野市の機関委任事務）により、遠く北海道の寿都浄恩学園（経営する社会福祉法人は札幌育成園）に措置入所となった。ところが、同施設は、全入所者の年金等を父兄互助会経由で全額寄付させ、入所者の作業収益も全部施設・法人に帰属させる施設であった。Aは入所直後から、同園での拘束的な生活を嫌悪していたが、「施設を出たい」という意思を周囲になかなか把握してもらえず、入所から5年余り経過して平成13年5月、ようやく札幌の地域生活支援団体につながり、施設を出ることができた。その後、Aは札幌で、仲間や支援者と一緒に地域で生活して、今日に至っている。

寿都浄恩学園を出るときにAの所有する金銭として渡されたものは僅か100円余りであった。これについて園は、「入所時に本人から、年金全部を父兄互助会に寄付する旨の承諾書をもっている。」「作業収益は全部本人のためにつかった。残っていない。」と主張した。そこで、Aは平成14年、札幌育成園が年金を横領し、作業収益を搾取したとして、これに事実上加担したに等しい北海道銀行及び北海道を共同被告にして、訴訟提起した。

#### 〈判旨〉

札幌育成園に対する請求につき、原判決取消し、請求の大部分につき認容。北海道銀行及び北海道に対する請求については控訴棄却。

「控訴人が、被控訴人園に対して障害基礎年金を寄付したことはない」と主張するのに対し、被控訴人園は、父兄互助会が本件承諾書の作成、交付をもって、被控訴人園ないし父兄互助会に対して年金等の寄付、すなわち贈与したかのように主張している」が、本件承諾書の文言は、「控訴人の年金等が互助会費として積み立てられること、その積立金が控訴人ら入所者のための諸経費に費消されること、そしてそれらのことを控



訴人が承諾することが表示されているにすぎず、本件承諾書上、控訴人が将来受給する年金等を被控訴人園ないし父兄互助会に贈与する旨の意思表示をした旨が記載されているものとはおよそ解し難い。」のであり、「本件承諾書は、控訴人が被控訴人園に対し、・・・控訴人の主たる財産である年金等の管理を委ねるとともに、その年金等の中から諸経費が支出されることを予め承諾するという趣旨に止まると解するのが相当である。」「被控訴人園は、控訴人ら入所者から年金等の送付を受けた主体は被控訴人園とは別の団体である父兄互助会である旨説明しているが、・・・年金管理の実情や父兄互助会の実態といった諸事実に加え、本件承諾書においても、その宛先が被控訴人園とされており、・・・控訴人ら入所者から年金等と取得し、これを実質的に管理していたのは、被控訴人園であると認めるのが相当であり、この認定に反する被控訴人園の上記主張も採用することができない。」「そして、被控訴人園は、控訴人から障害基礎年金の贈与を受けていないにもかかわらず、贈与があったとしてその返還を拒んでいるのであるから、このような被控訴人園の態度は、控訴人の障害基礎年金を横領したものとして、控訴人に対する不法行為を構成すると評価せざるを得ない。」

「控訴人が、（園における）作業は指導、訓練に名を借りた労働の強制、搾取である旨主張するのに対し、被控訴人園は、被控訴人園における入所者の作業はその自立及び社会復帰に向けられた教育ないし訓練として実施されるものであるから、対価を伴う労働とはいえない旨主張している。」が、本件施設は、・・・知的障害者更生施設であるところ、控訴人が従事した野菜作りや鶏卵採取等の作業に、知的障害者である、控訴人の更生に資する面が多少はあるとしても、控訴人ら入所者の作業の結果、被控訴人園は相当金額の作業収益を上げていたのであるから、上記の作業には、知的障害者の更生に必要な指導及び訓練といったこととは次元の異なる、被控訴人園にとって営利的な事業としての側面があったことも否定することはできない。」「本件施設における控訴人ら入所者の作業には、被控訴人園が主張するような入所者の自立及び社会復帰に向けた教育ないし訓練という面はかなり希薄であったものと窺われる。」「いずれにしても、被控訴人園は、上記のとおり、控訴人を被控訴人園にとって営利的な事業としての側面を有する作業に従事させたのであるから、当然に、控訴人に対し、その作業の対価を支払うべきであったといわなければならない。」「また、被控訴人園は、入所者によるレクリエーションや旅行のための費用に供する形で作業収益を還元していると主張するが、その事実も認めるに足りる的確な証拠は存在しない。」「入所者によるレクリエーションや旅行のための費用は互助会費として積み立てられた控訴人ら入所者の年金等の中から支出されたものと推認するのが相当と判断される。」「被控訴人園が控訴人に対して労働を強制したとまではいえないにしても、被控訴人園は、その事業のた



め、自らが経営する知的障害者更生施設に入所していた控訴人に上記・・・のような作業をさせながら、控訴人に対して当然支払うべき対価を支払わなかったものというべきであるから、その行為は、知的障害者である控訴人の労働の成果を不当に横領していたものとして、控訴人に対する不法行為を構成すると評価せざるを得ない。」

#### 〈解説－法律家の立場から〉

施設・法人が、利用者本人の意思に基づかずに利用者の年金等を実質上寄付されたものと扱って施設に帰属させたり、利用者の作業による収益を利用者に還元しないで施設・法人に帰属させるのは、それは「横領」である、と明確に断じた判決である。

## 4 入所措置そのものの的人権侵害性は大きいはずだが…

### 一 札幌育成園事件

札幌地裁平成 18 年 3 月 27 日判決  
(平成 14 年(ワ)第 2099 号・平成 16 年(ワ)第 707 号)

#### 〈事実の概要〉

1960年に東京・浅草で生まれたAは、「軽度」の知的障害があるとされ、中学卒業後、一般就労したが、適切な支援がなく、うまく行かず、19歳のときに入所施設（七生福祉園）に入所した。同施設からラーメン屋、クリーニング屋などに通って働いていたが、30歳のときにアパートでの一人暮らしを始めた。しかし、毎日の仕事の他に食事、掃除、洗濯などの家事をこなしていく生活の繰り返しを、常時身近なところに支援がない状態で続けていくことは難しく、うまく行かなくなり、35歳のときに、東京都の措置（日野市の機関委任事務）により、遠く北海道の寿都浄恩学園（経営する社会福祉法人は札幌育成園）に措置入所となった。ところが、同施設は、終身施設で生活すること（地域生活移行を念頭に置いていない）を前提に、全入所者の年金等を父兄互助会経由で全額寄付させ、入所者の作業収益も全部施設・法人に帰属させる施設であった。Aは入所直後から、同園での拘束的な生活を嫌悪していたが、「施設を出たい」という意思を周囲になかなか把握してもらえず、入所から5年余り経過して平成13年5月、ようやく札幌の地域生活支援団体につながり、施設を出ることができた。その後、Aは札幌で、仲間や支援者と一緒に地域で生活して、今日に至っている。

本件は、支援があれば地域で生活できる（現に、現在札幌で生活して



いる) Aを入所施設に入れたこと(入所措置)、しかもその措置先の施設(寿都浄恩学園)は、利用者の年金や作業収益を横領し、終身施設生活を強いるような施設であったのに、適切に調査さえしないで措置したこと、及びAの意思表示を事実上無視して、入所措置を漫然と継続したこと(5年余)の違法性に基づく国家賠償請求(慰謝料請求)の訴訟である。

### 〈判旨〉

請求棄却。

「入所措置が・・・(知的障害者)本人の居住・移転の自由を大きく制限するものであることからすれば、・・・(援護の実施者の)判断が合理的なものであることを要することはいうまでもなく、そこには自ずから一定の限度があるものというべきである。」「本件措置当時(1995年当時)であっても、知的障害者の福祉を考慮するに当っては、その社会参加及び地域生活に係る利益について、十分留意すべきであった」「援護の実施者等においては、被措置者の地域生活に係る利益に留意しつつ、事案に応じて、当該知的障害者あるいはその親族等の関係者の意向を聴取する等して、入所措置の是非を判断することが求められていたというべきであり、そうした検討の結果、入所措置が当該知的障害者の自立及び社会参加を図る上で必要であり、その福祉に適うと判断した場合に、入所措置を選択すべきものと解するのが相当である。そして、援護の実施者等が、かかる検討を経ることなく、合理的判断として許容される範囲を逸脱して入所措置を選択した場合には、当該措置は国家賠償法上違法の評価を受けるものというべきある。」

「(行政は)本件措置を行うか否かの判断をするにあたり、本件施設で不適切な運営がなされるであろう危険性を認識し得たならば、相応の調査をすべき義務を負うものと解される。」

「(東京都・日野市は)本件施設(寿都浄恩学園)に対する指導監督権限を有しなくても、本件措置後、本件施設の不適切な運営実態を認識し得た場合には、本件措置を解除するか否かを判断するため、相応の調査をすべき義務を負うものと解される。」

### 〈解説－法律家の立場から〉

福祉サービスの利用に関しては、時代は、「措置から契約へ」という流れになっているが、措置が残っている部分もあり、また根本的に、障害者の人間性が尊重された生活に対する支援を保障することについての公的責任、行政の責任(市場競争原理では対応しきれない要素があることは否めないはずである)は、表向きの利用形態が「契約」という当事者間の合意によるシステムになっても、消滅するものではない。その意味で、本件は、「措置」に関する訴訟ではあるが、現代の契約システム



の時代においても、公的責任・行政の責任を考えていくうえで、一つの指標を示す判決と言える。

(1) 本判決が、入所措置そのものが一般的に人権制限的な性質を持つことを前提として明確に認めただけでなく、行政の具体的な入所措置判断が適法と言えるか否かについて、総論として、「合理性」という一般的・抽象的基準だけでなく、「知的障害者の社会参加と地域生活に関する利益に資するかどうかについて留意しなければならない」という、一定の具体的基準を示した点は、重要な意義を持つ。裏を返せば、「知的障害者の社会参加と地域生活に関する利益を適切に検討せずに入所措置決定をすることは違法な人権侵害行為である」と述べているに等しいからである。

ただ、本件事案に即した各論的な判断部分は要するに、知的障害者の生活を支援する側の力不足ないし福祉行政の力不足を、そのまま本人に責任負担させる形の結論になっており、不当である。とくに、「Xが入所施設を希望していた」旨認定されたことは適切でない。支援の不十分のために地域生活において困難な状況に追い込まれたXに対し、周囲は、その支援の不十分を柵に上げて、「入所施設以外に行く所はない」旨強迫していたに等しい状況があり、Xが自分の意向・希望を語れる状況ではなかった、というのが事実である。また、当時(1995年)の地域生活支援状況では仕方がなかったというのが判決の基本的論調であるが、事が人権(幸福追求権、自己決定権、居住・移転の自由など)に関わるものだけに、「仕方がなかった」で済まされる性質のものではない。そのような事の重大性に関する一般的認識の低さゆえに、平成7年当時だけでなく、現在に至ってもなお、行動力のある知的障害者に対する地域生活支援は到底十分とは言えない(そのために入所施設に入れられてしまっている)場面が多いのである。

(2) 本判決が総論として、入所措置先の決定に関して、行政の自由裁量とせず、「不適切な運営がなされるであろう危険性を認識しえたこと」を条件として、行政の調査義務を明確に認めた点には積極的な意義がある。というのは、この論理で行くと、施設の不適切な運営について利用者・支援者側が日ごろから積極的に行政に情報提供しておく、行政は同施設を措置先として選択する際に相応の調査する義務を負わざるを得なくなる、と解されるからである。現在は、「措置」ではなく「契約」による施設利用が原則となっているが、法人の許認可や費用の面で、実質的には行政が知的障害者本人側に対し契約利用施設のメニューを提供している実態があるし、また、措置による部分が残っている場面もあり、本判決が上記のような条件の下に調査義務を明確に認めた意義は、現制度下においても大きい、と思う。

ただ、本判決の各論的な判断部分は不当である。本件「承諾書」に関しては、札幌育成園は一貫して「年金等を全額寄付してもらおう趣旨の文

書である」旨を公言しており、1995年当時の東京都の権利擁護センター「すてっぷ」は同「承諾書」に一定の危険性を感じて本人の既存の財産管理状態を維持した経過があり、また、「承諾書」の存在・意味を検討するまでもなく、札幌育成園の「入所施設利用者の年金等全額寄付→これによる施設事業拡大＝知的障害者の利益に資する」という運営方針は少なくとも地元福祉関係者の間では「公知」に等しい状況であった。

(3) 本判決は、行政が、入所措置後においても、措置先の施設で不適切な運営がなされている実態を認識しえた場合には、措置解除の適否判断のための相応の調査義務を負う、ということを確認しており、この総論部分は上記(1)(2)の総論部分同様、積極的な意義がある。この論理で行けば、本人・支援者側が、不適切な運営がなされている実態を認識しうるような情報を、措置権者たる行政に対し多数提供していけば、行政としては調査義務を負うことになるからである。

しかしながら、本判決が各論として、「本人の意思表示がなかったので、行政は寿都浄恩学園の不適切な運営について想起しえなかった」、「日野市の行った3回の面接の内容・方法は不当とまでは言えない」と判断したことは極めて不当である。本判決の趣旨は要するに、知的障害のある本人に対し、施設を出ることに関する現実的な可能性が示されていない前提のもとで、近くに施設職員がいるような場所・状況下で、10分～15分の面接を6年間に3回行い、その結果として、本人が施設の運営上の不適切について語らなかった、だから東京都も日野市も寿都浄恩学園の問題性(財産横領・労働搾取)を想起しえなかった、というものである。上記のような粗末な面接の内容・方法とこれに基づく判断が果たして、給料の支払われるべき「仕事」と言えるものなのか、甚だ疑問である。本判決の当該部分は端的に、本件に関する東京都・日野市の担当者の配慮の無さ、力量不足、無責任な対応、怠慢について、「現実問題として仕方がない」と言っているだけにすぎない。



千葉地裁平成11年3月29日判決  
(平成8年(ワ)第38号損害賠償請求事件)  
(判時1701号109頁)

### 〈事実の概要〉

自閉症であったAは、社会福祉法人Y(被告)が設置する精神薄弱者更生施設に入所して生活していたところ、平成4年3月14日朝に自室から行方不明となり、以後大規模な搜索にもかかわらず発見されずにいたが、12日後の同月26日、施設職員がボイラーの排煙のため煙突の下部に取り付けられた煤取り口を開けたところ、Aが焼死しているのが発見された。Aの両親Xら(原告)は、Aの死亡は行方不明後の施設の不十分な搜索の結果等であるとして、Yに対し、園生委託契約上の債務不履行に基づく損害賠償の訴えを提起した。

裁判においてXらは、「施設においては園生が行方不明になることも多く、園生の生命身体が危険にさらされることもあるから、園生が行方不明になったときには、Y職員は速やかに適切な搜索を行うべき注意義務を負うところ、これを怠った(搜索義務違反)」、「Yは、施設の設置者として、園生の生命身体に危険が生じることのないよう、必要な施設を設置管理すべき注意義務を負うところ、これを怠った(管理義務違反)」、「Yは、施設の設置者として、園生を監護し、その更生に必要な訓練指導を行うべき注意義務があった。特に自閉症者の行動様式等について十分に理解した上、個々の園生の行動をよく観察してその行動を予測するとともに、これに従った訓練指導を実施すべき立場にあったところ、これを怠った(監護指導義務違反)」などと主張した。

### 〈判旨〉

請求棄却。判決はAの死亡に至る経過について、考えられる仮説を証拠に照らして詳細に検討したが認定できず、結局Yの注意義務違反を論ずる前提となるAに対するYの払うべき注意義務の対象について立証がないとして、Xらの請求を棄却したが、仮に仮説の一つが事実である場合のYの注意義務違反について念のため論じるとして、上記Xらの主張について次のとおり判示した。

「…を通じてAが煙突内に入り込んだ可能性までをも考慮してここを搜索すべき注意義務をY職員が負うものであるか否かについては、…予見することは不可能というほかないから、煙突内部を搜索すべき注意義務をY職員に課することはできないというべきである。」「Xらは、…園生の生命身体に危険が生じることのないよう、必要な措置を講ずべき施設設置管理上の注意義務を負って…いたと主張する。この点については、



確かに、Yは、園生の生命身体の安全を確保すべき一般的な施設管理上の注意義務を負うものということ是可以する。しかし、Yは、…という措置をとっていたものであり、この点においてYに注意義務違反があるとはいえない。そして、…（仮説②）は、通常これを予見することは不可能であったといわざるを得ないから、Yにおいて、そのような事態を念頭においてさらに何らかの施設管理上の措置をとるべき注意義務があったということにはできない。」「Aの園における日常生活において、同人が…という異常かつ危険な行動に及ぶことを予見させるような兆候が存在したことを認めるに足りる証拠はない。したがって、Y職員において、Aの行動観察を怠り、危険行動に出る兆候を見過ごしたとの注意義務違反をいうXらの主張は、前提を欠き失当である。」

### 〈解説—法律家の立場から〉

1 入所施設等では、障がいのある本人との利用契約を締結するにあたり、契約条項中に本人の安全・健康管理を盛り込む場合も多い。そうではなくとも、その性質上、契約に付随する義務として信義則上施設側に安全配慮義務が認められることは当然である。本件では、原告が立てた搜索義務、管理義務及び監護指導義務については、いずれも安全配慮義務の一内容あるいは同趣旨の義務と解されるが、施設において発達障がいを有する者が行方不明になるケースは少なくなく、このような義務内容の設置は今後の訴訟においても参考になるであろう。そして、本判決はこれらの義務について、一般的な義務の内容としては認めているものと解される。ただしこれらの義務は、具体的状況に応じてその内容が特定されるものであることから、行方不明になった経過について全く証明ができないような場合には、本件の如く「注意義務の対象について立証がない」とされてしまう可能性はある。状況から可能性の高い仮説を立て、あるいは考えられる仮説を全て挙げることで、そこから導かれる搜索場所を特定し、あるいは事前に施設側が行うべき設備上・指導上の義務を特定するなどの努力が必要であろう。

2 本件でYは、Xらの監護指導義務の主張について、「自閉症者の行動にパターンがあってその行動を観察理解していればその行動は予測可能であるということ、一般にはいえない」と反論している。しかし、施設内の日常生活における指導ないし安全管理において、自閉症特有の行動様式や本人特有の行動様式に基づき、時間帯や時期あるいは特徴的な前提事象から本人の行動を予測し、事前に危険を回避するという行動は施設職員が日常的に行っているはずである。利用者が行方不明になることを回避するため、また、行方不明後の搜索に当たり、日頃から把握している利用者の行動様式等を十分に活用すべきことは当然であり、仮にこれらの把握が十分にできていないのであれば、利用者の生命身体を預かる者としてそのこと自体の責任を問われるべきであると考えられる。



## 6 施設には利用者間のトラブルに関しても責任がある

### 一大島事件

東京地裁平成 14 年 1 月 29 日判決  
(平成 12 (ワ) 第 5845 号)

#### 〈事実の概要〉

A は昭和 39 年生、「愛の手帳」3 度と判定されている知的障害者であるところ、平成 6 年 1 月 12 日に禁治産宣告を受け、実父 B が後見人に選任された。A は平成 7 年 4 月 19 日から平成 9 年 6 月 16 日までの間、「第二大島恵の園」（被告法人経営。以下、本件施設という）本件施設に入所し、生活していたが、原告が、本件施設に入所中に他の入所利用者から暴行を受けるなどしたことから、被告には安全配慮義務違反があったとして、慰謝料の支払を求めた事案である。

#### 〈判旨〉

一部認容。

「被告は、原告には知的障害があり、他人の誘導に乗りやすい等として原告本人の供述の信用性を否定するところ、・・・原告は知的障害を抱え、東京都心身障害者福祉センターによる判定では、知的能力＝IQ 50 前後、精神薄弱（軽度）とされており、原告が受けたとする暴行の内容、相手方、回数などについての原告本人の供述内容には曖昧な点があることは否定できない。」「しかし、上記判定においても、原告は、意思表示は言語により可能である旨、簡単な日常会話は可能である旨の判定がされているほか、原告本人の供述は、施設入所者である Q や P に殴られるなどしたとの点については一貫しているうえ、前記認定のとおり、原告本人は、本件施設に入所して以来、原告父に対し、その都度、Q や P など、具体的な名前を挙げ、Q については同人の部屋ないし原告の部屋で暴行を受けた旨の話をし、一時は暴行がなくなったとも話していたこと、・・・本件施設の職員は、Q による暴行の事実を確認、目撃したことがあったこと、平成 9 年 5 月に実施された本件施設におけるケース会議議事録には、・・・との記載があり、P が原告に対して暴力を振るうことがあったことの各事実が認められるところ、原告本人の供述及び前記認定の原告父の原告からの伝聞内容は、これに沿うものであることなどを考慮すると、原告本人の供述及びこれに沿う内容の原告父の原告からの聞き取りないし伝聞は、その大局的な部分ではなお信用できるものというべきであり、以上を総合すると、原告は、・・・P 又は Q から、本件施設の入所中に少なからぬ回数の暴行を受け、負傷することもあった事実を認めることができる。」